

令和7年1月21日

お客様各位

公益社団法人
田村市シルバー人材センター
理事長 村上 司

契約方法の見直しについて(重要なお知らせ)

拝啓 大寒の候ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、当シルバー人材センターにご発注を賜り厚く御礼申し上げます。さて、昨年11月1日にいわゆるフリーランス法(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律)が施行されました。

シルバー人材センターの会員もフリーランスであることから、フリーランス法による保護のもと、安心・安全に就業できる環境を整備する必要があり、厚生労働省から現行の契約方法を、発注者様と会員との間に直接関係が生じるように契約方法を見直すよう方針が示されたところです。

つきましては、令和7年4月1日から当センターとの請負・委任契約(派遣契約を除く)について、新たな契約方法に移行させていただくこととなりました。

新たな契約方法に移行することで、契約書及び請求書内訳の名称変更などがありますが、契約関係の手続きやセンターの役割や責任については今までと変わりありません。

なお、発注者様がセンターにお支払いいただく料金は、センター業務委託料(現行の事務費)と会員業務委託料(現行の会員配分金)の内訳になりますが、センター業務委託料についてはインボイス(適格請求書)を発行しますが、センターを経由して会員にお支払いいただく会員業務委託料については、会員が消費税免税事業者であるためインボイスを発行できません。このことにより、発注者様には消費税の仕入控除が受けられなくなり、新たな消費税負担が生じる場合があります。

発注者様には、何卒ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具